

旅館業許可取得までの流れ

市役所農政課に相談 必要書類及び申請様式の書き方などについて説明を受けます。

必要書類の準備及び各申請様式に記入

市街化調整区域の方

必要書類を用意します

次の書類が無い場合は、関係機関に出向いて用意下さい。

【旭川地方法務局】(宮前通東4155-31)

- ・土地・建物の登記事項証明書 1筆 1,000円
- ・公図または地籍測量図どちらか 500円

【旭川市農業委員会】(4条通9丁目朝日生命ビル5階)

- ・耕作証明書 発行手数料300円

【旭川市保健所】(7条通10丁目)

- ・水質検査結果証明書 検査手数料5,990円

【旭川市建築指導課】(6条通10丁目市役所第3庁舎)

- ・建築台帳記載証明書 発行手数料350円

※建物の検査済証が無い場合に必要です。

【その他】

- ・農家民泊を行う建物の位置図・配置図・立面図・平面図
- ・土地・建物に本人以外の権利がある場合、同意書・印鑑証明書

申請書等様式に記入します

- ・農作業体験施設等整備計画認定申請書・計画書
- ・開発許可申請書・理由書
- ・農業体験民宿の役務提供書
- ・旅館業営業許可申請書・構造概要書
- ・特定施設設置届出書・現況図(下水道以外の方)

都市計画区域外の方

必要書類を用意します

次の書類が無い場合は、関係機関に出向いて用意下さい。

【旭川市農業委員会】

(4条通9丁目朝日生命ビル5階)

- ・耕作証明書 発行手数料300円

【旭川市保健所】(7条通10丁目)

- ・水質検査結果証明書 検査手数料5,990円

【旭川市建築指導課】

(6条通10丁目市役所第3庁舎)

- ・建築台帳記載証明書 発行手数料350円

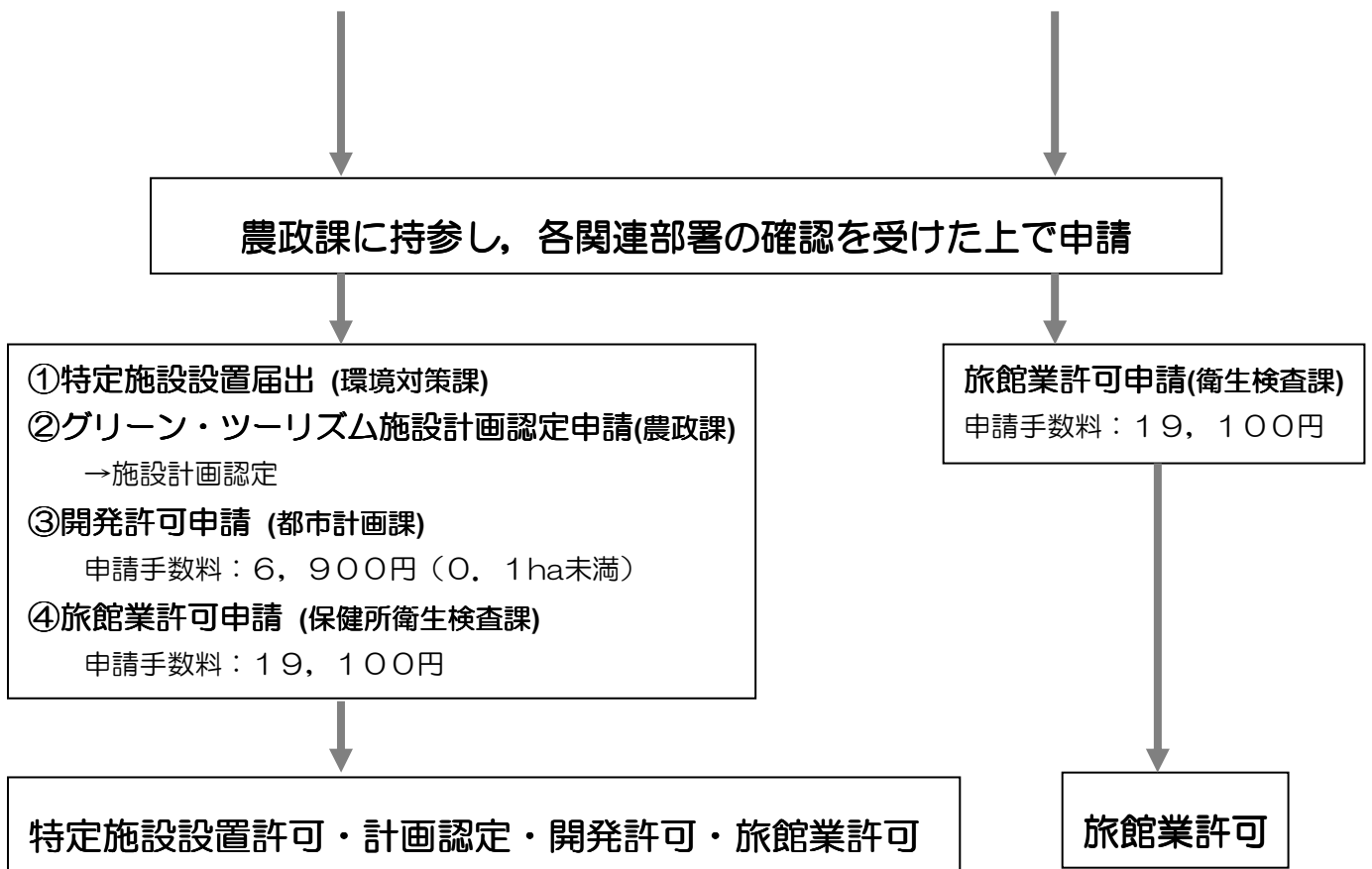
※建物の検査済証が無い場合に必要です。

【その他】

- ・農家民泊を行う建物の位置図・配置図・立面図・平面図
- ・土地・建物に本人以外の権利がある場合、同意書・印鑑証明書
(市役所・支所窓口350円)

申請書等様式に記入します

- ・農業体験民宿の役務提供書
- ・旅館業営業許可申請書・構造概要書
- ・特定施設設置届出書・現況図
(下水道以外の方)



営業を開始したら、次の書類を提出してください。

- ・業務開始報告書提出 (農政課へ)

お問い合わせ 旭川市農政部農政課 (0166) 25-7417

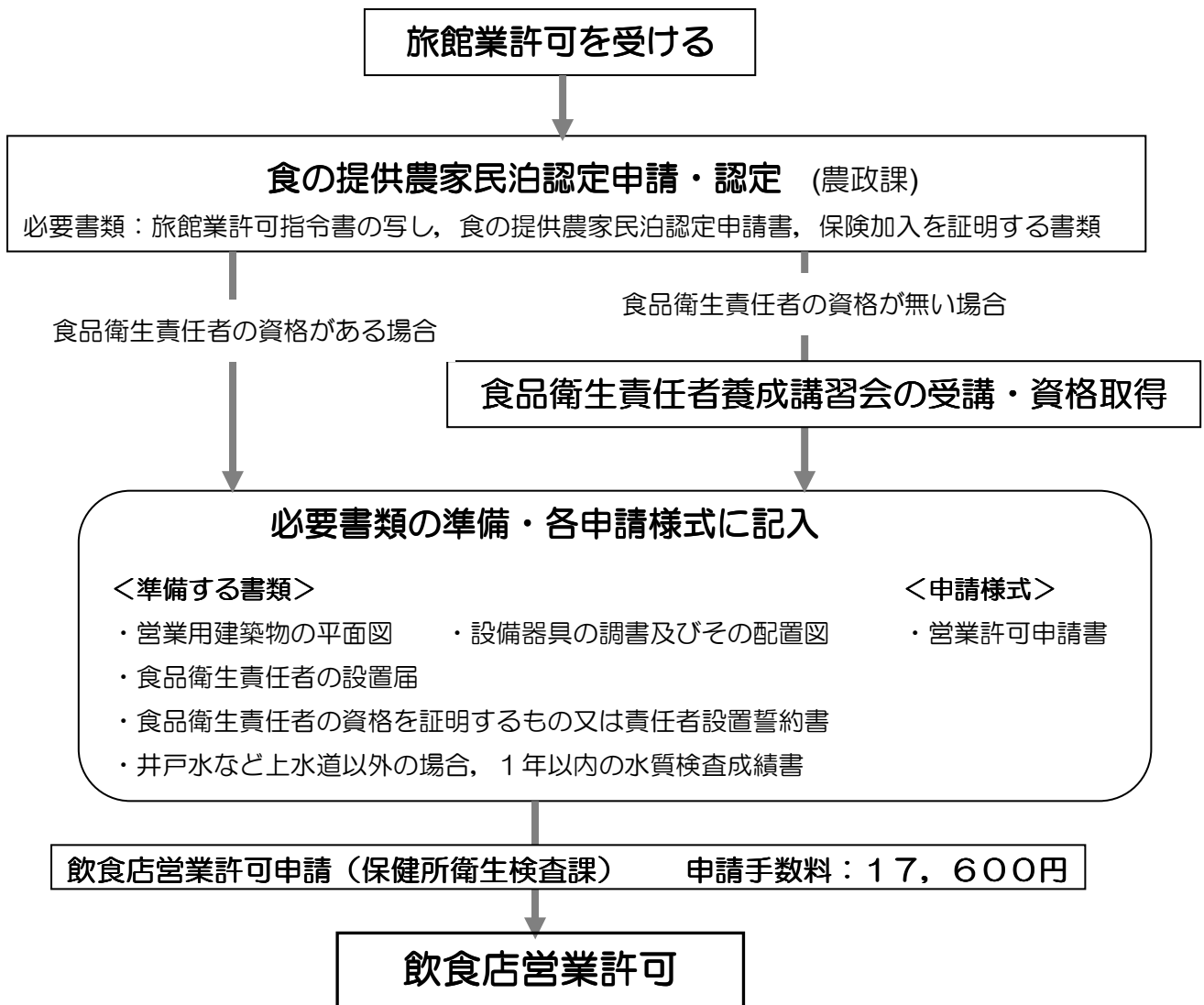
農家民泊による飲食店営業許可取得までの流れ

農家民泊で食事を提供するには、食品衛生法に基づく飲食店営業許可が必要ですが、農家民泊（農林漁業体験民宿業）として旅館業許可を受け、「食の提供農家民泊」に認定されている場合にかぎり、構造要件に係る規制が緩和されます。なお、飲食店営業許可を受けるには、食品衛生責任者の設置が必要です。

食品衛生責任者の資格を持たない場合は、年に数回開催される講習会を受講し、資格を取得する必要があります。

【必要な要件】

- ・ 農家民泊（農林漁業体験民宿業）として許可を受けていること
- ・ 上水道以外を利用している場合、塩素滅菌器を設置していること
- ・ 利用者の安全確保に必要な保険に加入していること



許可取得後に必要な手続き・研修

- ・ 食品衛生責任者実務講習会受講(更新までの間1回, 受講料3,300円)
- ・ 許可の更新(5年に1度, 更新手数料13,700円)
- ・ 水質検査(井水利用の場合, 毎年)